



2021年5月14日

会社名 株式会社 滋賀銀行  
代表者名 取締役頭取 高橋 祥二郎  
(コード番号 8366 東証第1部)  
問合せ先 執行役員総合企画部長 肥田 明久  
(TEL. 077-521-2200)

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ  
(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当行は、2021年5月14日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しましたので、お知らせいたします。

1. 自己株式の取得を行う理由

株主の皆さまへの利益還元を通じて株主価値の向上を図るために、自己株式の取得を行うものです。

2. 取得に係る事項の内容

取得する株式の種類	普通株式
取得する株式の総数	500,000株 (上限) (発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合1.00%)
株式の取得価額の総額	1,000,000,000円 (上限)
取得期間	2021年5月19日～2021年7月30日
取得方法	東京証券取引所における市場買付

(注) なお、市場動向等により一部又は全部の取得が行われない場合もある。

(ご参考)

2021年3月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数 (自己株式を除く) 49,745,075株  
自己株式数 3,345,006株

以上